第３回部会（議事概要）

○日時：　平成28年７月20日(水)　午後２時から午後４時まで

○場所：　大阪府庁公館

○出席委員等：

河崎部会長、嵐谷委員、井澤委員、泉元委員、大竹委員、大森委員、愼委員、

辰巳委員、長宗委員、長谷川委員、山本委員、久保沢ゲストスピーカー

○議事概要　：　以下のとおり。

（１）京都教育大学大学院２年生　久保沢寛氏によるゲストスピーチ

　別添３－１のとおり。

（２）委員意見

　○言語としての手話の捉え方について（別添３－２のとおり。）

　○手話講習会講師派遣事業の実績について（別添３－３のとおり。）

（３）部会提言（素案）等について

○「言語としての手話の捉え方」についての意見の中で、共生社会という言葉が出ていたが、共生社会の大きな２つの柱として、府民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取り組みとユニバーサルデザインの街づくりを推進する取り組みがあり、前者に関して言えば、特にコミュニケーションの手段について合理的配慮が必要である人がいることを十分に理解したうえで、情報保障等を行うなど、排除される人のいない社会を創りあげる取組みが必要。

しかし、手話を「言語」として、聴覚障がい者が手話を獲得し、手話によって情報を獲得し、コミュニケーションすることへの保障はないのが現状。手話は手指等の動きや顔の表情などで伝える語彙や文法体系を持つ言語であり、聴覚障がい者にとっての情報獲得とコミュニケーションの手段である。聴覚障がい者が手話で聞こえる人と対等に社会参加していくためには、手話を「言語」として捉え、手話を獲得し、学べるようにするための環境整備が必要。

○実際に聞こえずに育ってきた者には、音声言語が一体どのようなものかは、分からない。当事者である私にとっては、日本語は書き言葉であり、音声言語という意識はない。文章である日本語と手話は、それぞれが独立した言語としてあると考えている。音声言語には必ず手話が付くという発言があったが、その意味を理解し難い。

○聴力のレベル、発音のレベル等がまちまちであっても、聴覚に障がいのある子どもたちにとっての基本は、手話をベースにするということ。口話で「話せる」といっても、十分に通じる発音が身につくとは限らない。また、集団の中では役に立たないことが多い。聴覚口話法の限界について聞こえる保護者が十分に認識しないまま、子どもと保護者との間で口話訓練が始まり、子どもも保護者も手話を身につけないまま成長する。聴覚に障がいのある子どもをどう育てるかは、保護者が決める面もあるだろう。そのための判断材料の提供が十分に保障され、相談できる適切な機関が整備されているべき。手話の必要性についての情報が与えられるべき。

○社会に出た後、仕事の指示やミーティング、研修や会話などが取りにくく、職場での意思疎通が上手くいかず、内容が理解しにくい。だから、社会における手話通訳体制の整備が大事。

私の経験上、１年に１回、職務に関する法令改正の説明会に、当初は、隣で要約筆記が対応してくれており、説明会終了後のアンケートで感想を書くのだが、要約された情報を基に回答するので、簡単すぎて、講師が「ああ、やっぱり聞こえないからな。仕方ないな」と見下されたような経験があった。

私は、きちんと手話通訳を付けてほしいと強く要望し、ようやく昭和５２年に手話通訳が設置され、内容をしっかり理解して、頭の中にいろいろなケースができた。説明会終了後のアンケートも、裏面まで書くことができた。講師が、回答の違いにびっくりして、その理由を問われたので、手話通訳があるかないかの違いだと答えた。やはり手話は言語であり、手話通訳の情報保障をすることは主催側の責任だと思う。

○言語に関する概念、手話の捉え方と音声日本語の捉え方が、いわゆる健聴者と聴覚障がい者の言語観の理解がうまくいかないところではないかと思う。世代、教育方法、補聴器の性能、教育の考え方、子どもの聴力の違い、両親が聴覚障がい者か否か、補聴器がうまく適合しているか否か、という状況の差や違いがある。人工内耳を装用している子どもがどんどん増えていっている中、聴覚支援学校の特に幼稚部や小学部には、かなり音声日本語がベースになった子どもたちも多くいる。口話に手話を重ねている状況の子どももいる。一方で手話をベースにして、口話や書記日本語を重ねている子どももいる。聴覚に障がいのある子ども、大人も含めて、様々な聴覚の障がいのある方の中では、音声日本語によるコミュニケーション、手話によるコミュニケーション、そして、書記日本語によるコミュニケーション、それぞれの使い分け、場合によっては併用することによって、健聴者との間にスムーズなコミュニケーションが取れるのではないか。

ただし、幅広く聴力に障がいのある者同士のベースラインとなるコミュニケーション手段、特に話し言葉としてのコミュニケーションは手話であるべきと強く思う。

現在の子どもの多くは、言葉を話すのに合わせて手話を使っている。

聴覚支援学校の授業あるいは文化祭などの行事では、音声と手話と身ぶりも含めて、そして、場合によっては字幕も活用しながら、トータルな形で気持ちや表現を伝えようとしている。

ただし、子どもによっては、ベースが、手話が基本になる子どもと音声が基本の子どもに分かれるかもしれないが、その辺りは分かりかねる。

聴覚に障がいのある子どもたちにとっては、障がいの程度の差はあったとしても、ベースとなるコミュニケーションの手段は手話であるべきだと思う。

○これまでの議論のまとめとして、現在の子どもたちのコミュニケーションツール・方法・学びのあり方として、手話に音声も活かして、口話をする子どもたちもいるという現状を、教育現場の立場で意見をいただいた。

一方、手話は、視覚あるいは映像言語というのが、今日のゲストスピーチであった。映像言語として、１つの確立した言語であると。そして日本語、あるいは英語も含めた音声言語は聴覚的なものである。それら言語として、それぞれを認めていくことが基本にあるべき。

○手話言語条例検討部会提言の素案について、「学ぶ」というところの記載が弱い。学校の現場で、手話の授業を１年間通してやっているところが現状でも相当数あり、もっと手話を取り入れて、もっと幅広く手話を普及できるものにし、また、手話を専門学校、大学の授業などに取り入れていくように働きかけていくことも大切。

また、ゲストスピーチにもあったように、聴覚支援学校の先生方が、自主的に手話の勉強をしておられる。それはすばらしい努力であるが、聴覚障がいのある子どもの教師である以上、先生たちが手話を身に付けるのは非常に大切なこと。そのための環境が今は本当に弱い。そういった記載をもっと強く入れるべき。

○本日の議論で、「聴覚障がいのある子どもたちのベースとなるコミュニケーション候補はあくまで手話であるべき。」との発言が繰り返しあり、非常に感動した。提言の中に、何らかの形で取り入れてもらったらありがたい。